

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【公開番号】特開2009-46562(P2009-46562A)
 【公開日】平成21年3月5日(2009.3.5)
 【年通号数】公開・登録公報2009-009
 【出願番号】特願2007-213074(P2007-213074)
 【国際特許分類】

C 0 8 L 53/00 (2006.01)

C 0 8 K 7/06 (2006.01)

H 0 2 N 11/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 53/00

C 0 8 K 7/06

H 0 2 N 11/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月8日(2010.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

これらの中でも、 -メチルスチレン、 -エチルスチレン、1,1-ジフェニルエチレン、4, ジメチルスチレンは重合体の製造が容易であるため好ましい。さらに、 -メチルスチレン、4, -ジメチルスチレンは、それらの重合体を高分子柔軟電極に採用した際その電極に優れた耐久性を与えるため、特に好ましい。これらは単独重合して重合体ブロック(A)を構成してもよく、2種類以上を組み合わせる重合し重合体ブロック(A)を構成してもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

前記重合体ブロック(A)は、本発明の効果を損なわない範囲内において、他のモノマーを含んでいてもよい。他のモノマーとしては、例えば、スチレン、4-メチルスチレン、4-t-ブチルスチレン等のスチレン誘導體；エチレン、プロピレン、ブテン-1、ヘキセン-1、オクテン-1、イソブテン、4-メチル-1-ペンテン等のオレフィン類；1,3-ブタジエン、イソプレン、1,3-シクロヘキサジエン等の共役アルカジエン類；(メタ)アクリル酸、(メタ)アクリル酸エステル等の(メタ)アクリル酸誘導體類；(メタ)アクリルアミド類；(メタ)アクリロニトリル類；酢酸ビニル、酪酸ビニル、ピバル酸ビニル等のビニルエステル類；ビニルアルコール、アリルアルコール、メタリルアルコール等のアルコール類；塩化ビニル、塩化ビニリデン、フッ化ビニリデン、トリフルオロエチレン、テトラフルオロエチレン、ヘキサフルオロプロピレン等のハロゲン化オレフィン類等が挙げられる。これらは単独で用いても、2種類以上を組み合わせる用いてもよい。このような他のモノマーの含有量は、1~20質量部、特に0.01~5質量部であると、本発明の効果を損なうことがないため好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

$$\text{導電性保持率 (\%)} = 100 \times \frac{(1 / R a)}{(1 / R b)}$$

各測定結果を表2にまとめて示す。